

生産緑地法第8条第1項に基づく許可申請に必要な書類  
(生産緑地地区内における行為)

1. 許可申請時

---

- (1) 生産緑地地区内行為許可申請書 (様式第8-1号)
- (2) 計画書
  - ①建築物計画書 (様式第8-6-1号)
  - ②工作物計画書 (様式第8-6-2号)
  - ③土地形質変更計画書 (様式8-6-3号) } 該当するもの全て
- (3) 位置図 (50,000分の1程度) 及び案内図 (2,500分の1程度)
- (4) 地積測量図または実測図 (必要に応じて)
- (5) 公図 (写)
- (6) 土地全部事項証明書
- (7) 関係図面
  - ①配置図 (250分の1以上)
  - ②平面図 (250分の1以上 各階)
  - ③立面図 (250分の1以上 2面以上)
  - ④断面図 (250分の1以上 2面以上) } 該当するもの全て
- (8) 委任状 (代理人に委任する場合・任意様式)

2. 行為着手時

---

- (1) 行為着手届出書 (様式第8-8号)

3. 行為完了時

---

- (1) 行為完了届出書 (様式第8-9号)  
→届出書受理後、現地確認を行います。

4. 提出時期

---

建築確認申請を必要とする行為

- ・建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに提出

建築確認申請を必要としない行為

- ・工事着手の30日前までに提出

5. 提出部数

---

- (1) ~ (7) に掲げる図書 正・副2部 (8) 1部

## 6. その他

---

- ・ 生産緑地地区内において、農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為を実施するにあたり、生産緑地法以外の法律等に基づく手続き等が生じる場合がありますので、事前に関係部署と調整を行ってください。